

# 松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業

## 落札者決定基準

令和 8 年 5 月

松阪市



## — 目 次 —

<b>1. 本書の位置づけ</b> .....	<b>1</b>
<b>2. 事業者選定の概要</b> .....	<b>1</b>
2.1. 審査方法 .....	1
2.2. 事業者選定の体制.....	1
<b>3. 事業者選定方法</b> .....	<b>1</b>
3.1. 選定の流れ.....	1
3.2. 第一次審査.....	3
3.3. 第二次審査.....	3
3.3.1. 基礎審査.....	3
3.3.2. 加点審査.....	3
3.3.3. 入札価格の確認.....	8
3.3.4. 価格点の算出 .....	8
3.3.5. 総合評価.....	8
3.3.6. 優秀提案者の選定 .....	8



---

## 1. 本書の位置づけ

松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、松阪市（以下「市」という。）が、松阪市立小中学校体育館空調設備整備 DB 事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者（以下「優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものであり、入札参加者に公表する入札説明書と一体のものとする。

## 2. 事業者選定の概要

### 2.1. 審査方法

事業者の選定については、公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札により行う。

### 2.2. 事業者選定の体制

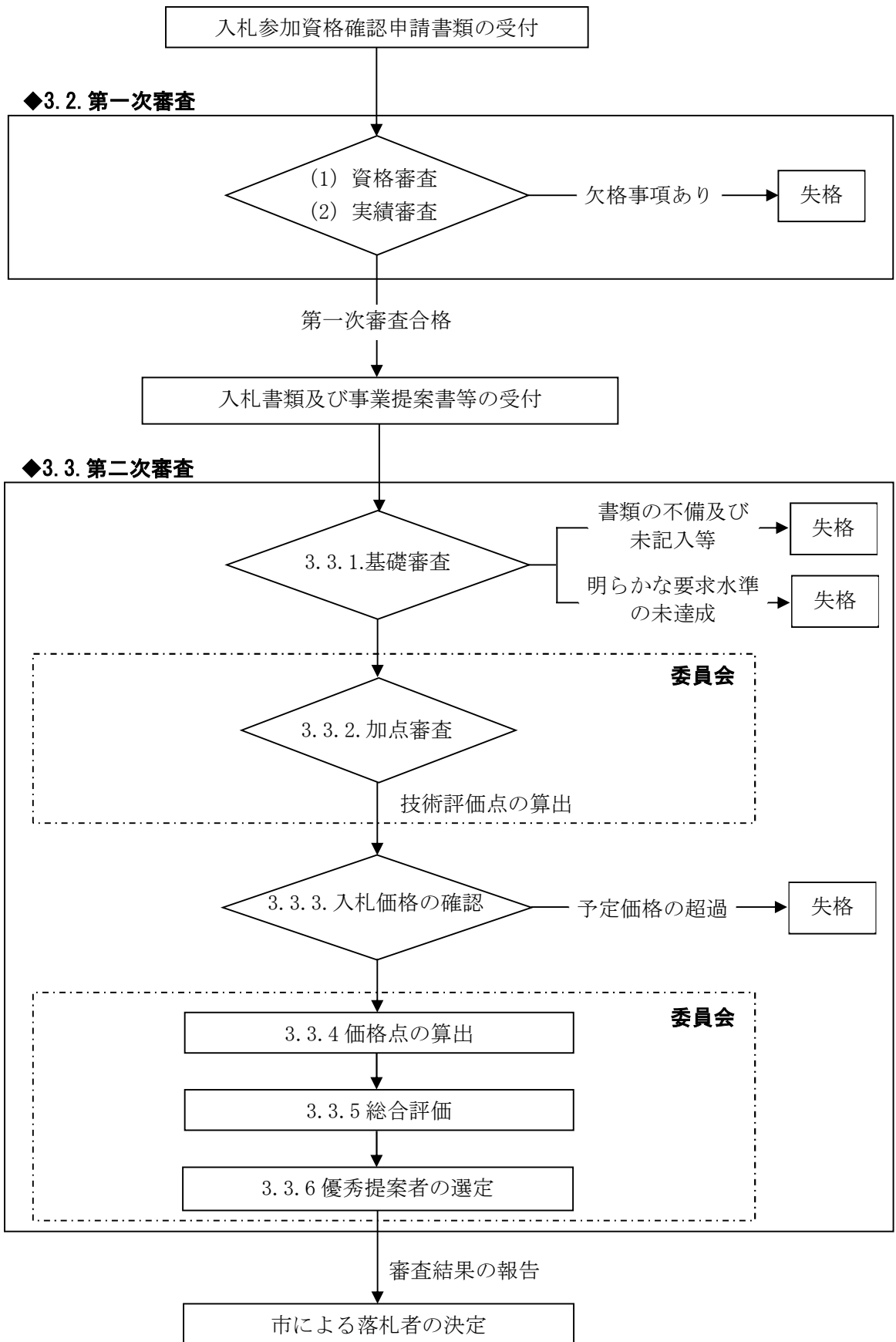
審査にあたっては、専門的見地から意見を聴取するため、市が設置した松阪市立小中学校体育館空調設備整備事業事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書及び事業提案書等の審査を行い、優秀提案者を選定する。

## 3. 事業者選定方法

### 3.1. 選定の流れ

事業者の選定は、二段階の審査により実施する。第一次審査として入札参加者の資格や実績といった事業の遂行能力を確認する審査を行い、第二次審査として要求水準の達成確認審査（基礎審査）、要求水準以上の提案審査（加点審査）、入札価格の確認から総合評価を行い、優秀提案者を選定する。

なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するために行うこととし、入札参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。



---

## 3.2. 第一次審査

市は、入札参加者の入札参加資格要件の審査を実施する。入札参加資格要件の確認は、入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 3-4）に基づく誓約及び下記に示す資格審査及び実績審査により行う。

なお、1 項目でも当該要件を満たしていない場合は、失格（入札参加資格を有しないもの）とする。

### (1) 資格審査

入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書類に基づき、入札説明書に定める参加資格要件を満たしているか審査を行う。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### (2) 実績審査

入札参加者から提出された入札参加資格確認申請書類に基づき、入札説明書に定める構成企業の実績等の要件について審査を行う。実績等の要件を満たしていない場合は失格とする。

## 3.3. 第二次審査

入札参加者から提出された入札書類及び事業提案書等にて、入札価格の確認、基礎審査及び加点点審査から総合評価を行い、優秀提案者を選定する。加点点審査にあたり、入札参加者によるプレゼンテーション、委員会による入札参加者へのヒアリングを実施する。

なお、入札参加者から提出された入札書類及び事業提案書等に疑義がある場合は、入札参加者に内容の確認及び追加資料の提出や個別ヒアリングを求める場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等については、事業提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力があるものとして取り扱う。

### 3.3.1. 基礎審査

#### (1) 書類の不備及び未記入等の確認

市は、入札参加者から提出された入札書類及び事業提案書等を確認し、様式集に記載した必要書類を満たしていることを確認する。入札書類及び事業提案書等に不備や未記入の書類がある場合は、失格とする。

#### (2) 要求水準の達成の確認

市は、入札参加者からの提案内容が、要求水準を満たしているかを確認する。提案内容は、市が要求する要求水準に対して、その要求水準を満たすことを誓約すること、また、要求水準を満たすための対策等について、具体的な記載が必要となる。要求水準の達成の確認は、入札条件及び要求水準に関する誓約書（様式 4-4）に基づく誓約及び事業提案書の内容が、要求水準を満足する内容であるかの確認によって行う。

なお、上記の確認にあたり、内容に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合がある。

### 3.3.2. 加点点審査

委員会は、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、本書に記載する評価基準に基づき評価を行い、技術評価点を算出する。

技術評価点は、審査項目ごとに4段階で評価し、得点化するものとする。なお、技術評価点は全体で100点満点とする。

技術提案の評価基準及び得点化方法は、次のとおりとする。

**【技術提案の評価基準】**

**(1) 評価の基準**

No.	評価項目	配点
本事業の実施に関する項目		計 25 点
1	事業実施における体制	3 点
2	リスクへの対応の妥当性	3 点
3	事業実施における地域貢献	19 点
空調設備の整備に関する項目		計 50 点
4	設計及び施工業務等の実施体制及びスケジュールの妥当性	10 点
5	空調設備の特徴	6 点
6	学校現場に配慮した設置	10 点
7	フレキシビリティへの配慮	5 点
8	整備に向けた安全確保の妥当性	15 点
9	環境への配慮	4 点
ライフサイクルコスト等に関する項目		計 10 点
10	ライフサイクルコスト等への配慮	10 点
防災対策に関する項目		計 15 点
11	災害時の対策	15 点
合計		100 点

《本事業の実施に関する項目：25 点》

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
1	事業実施における体制	3 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。</li> <li>代表企業、構成企業における役割分担、業務実施体制について、事業の特徴を踏まえた工夫や配慮があるか。</li> <li>市と効率的に連絡・調整する体制が明示されているか。</li> <li>セルフモニタリングの実施内容、方法は市によるモニタリングを効果的かつ効率的に実施できるように配慮や工夫がされているか。</li> </ul>	様式 7-2
2	リスクへの対応の妥当性	3 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業期間中に想定されるリスクの把握及び対策が適切であるか。</li> <li>構成企業間のリスク分担及び対応の内容が明確かつ適切であるか。</li> <li>リスクに対する管理体制は妥当であるか。</li> <li>緊急時の対応方針や体制、業務を継続的に実施するための担保がなされているか。</li> </ul>	様式 7-3
3	事業実施における地域貢献	5 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施において、市内の企業活用や育成、資材調達など地域経済へ貢献することに配慮されているか。</li> </ul>	様式 7-4
		14 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該評価点＝14 点×（構成企業への市内企業の参加割合）</li> </ul>	

《空調設備の整備に関する項目：50点》

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
4	設計及び施工業務等の実施体制及びスケジュールの妥当性	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計、施工及び工事監理業務を実施するにあたって、市の意図を十分理解した基本方針となっているか。</li> <li>設計、施工及び工事監理業務や各種調整、検査等に要する時間や段取りを十分に考慮し、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか。</li> <li>スケジュール通りに事業を遂行するため、具体的な工程が想定され、実行可能な体制が整っているか。</li> <li>土曜日、日曜日及び祝日等に工事を実施する場合において、学校現場に対する配慮・工夫がなされているか。</li> <li>学校状況等を十分に勘案し、整備する学校の優先順位等の考え方や整備順の柔軟性等に関する配慮・工夫がなされているか。</li> <li>使用停止期間を可能な限り短くする等、利用者への配慮・工夫がなされているか。</li> <li>他工事との調整に関する配慮・工夫がなされているか。</li> </ul>	様式 8-2 様式 8-3
5	空調設備の特徴	6点	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内や体育館等に関する条件に留意のうえ、それらに見合った機器及びエネルギーが検討、選定されているか。</li> <li>機器性能は、利用者や提供環境特性を十分勘案した性能であるか。</li> <li>機器の能力選定を行うための熱負荷計算の方法及び機器選定における各種補正係数の取扱が妥当であるか。</li> <li>配管、配線等は適切に計画され、特に配管は塗装や隠蔽部での施工を行う等、既存建築物との調和に留意され、景観に配慮されているか。</li> <li>空調設備のメンテナンス性に関する配慮・工夫がなされているか。</li> <li>故障時の影響範囲が小さくなるような配慮・工夫がなされているか。</li> </ul>	様式 8-4 様式 11-2 様式 12-1

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
6	学校現場に配慮した設置	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内機の設置台数・設置場所は快適な空調環境の提供に配慮した考え方のもと計画されているか。</li> <li>・ 室外機、発電機設置に伴う教育環境への影響及び学校周辺地域への影響（騒音、振動等）を極力少なくする又は適切に対策するよう配慮されているか。</li> <li>・ 校内の敷地に対し、有効にスペースを確保するための配慮・工夫がなされているか。</li> <li>・ 室外機設置場所の現場調整について、事業を円滑に進めるための配慮・工夫がなされているか。</li> <li>・ バルクタンク、オイルタンクへの供給ルート（ローリータンク）について、最適な計画がなされているか。</li> </ul>	様式 8-5 様式 11-2 様式 12-1
7	フレキシビリティへの配慮	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 将来の体育館改修や改築時に伴う移設等を見据えた機器の汎用性や可変性に関する工夫や配慮があるか。</li> <li>・ 将来的な改修や改築等の必要が生じた際の工事や復旧等の円滑な対応に関する考え方などは示されているか。</li> </ul>	様式 8-6 様式 11-2 様式 121
8	整備に向けた安全確保の妥当性	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校現場や近隣住民へ配慮する工夫がなされ、施工期間中における安全の確保が具体的かつ実効性があるか。</li> <li>・ 導入機材の設置時等における安全確保は適正であるか。</li> <li>・ 学校現場であることに対する認識と理解を持ちながら、特に配慮された提案がなされているか。</li> </ul>	様式 8-7 様式 11-2 様式 12-1
9	環境への配慮	4点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室内空気環境に対する配慮・工夫がなされているか。</li> <li>・ 環境負荷低減に配慮した機器及びエネルギーの選定が検討されているか。</li> </ul>	様式 8-8

《ライフサイクルコスト等に関する項目：10点》

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
10	ライフサイクルコスト等への配慮	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イニシャルコストだけでなく、ランニングコストを削減するための配慮・工夫がなされているか。</li> <li>・ 光熱水費や保守費等のランニングコストが妥当であるか。</li> <li>・ その他ライフサイクルコスト削減等に係る優れた提案がなされているか。</li> </ul>	様式 9-2

《防災対策に関する項目：15点》

No.	評価項目	配点	審査のポイント	様式
11	災害時の対策	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生時の安定的なエネルギー供給等が可能な実効性の高い提案となっているか。</li> <li>・ 避難所開設時の即応性や操作の容易性等、避難所として適正に使用できる工夫がなされているか。</li> <li>・ その他災害時の空調設備の活用や避難所としての機能強化、復旧の容易性等で優れた提案がなされているか。</li> </ul>	様式 10-2

## (2) 採点の基準

審査項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を下記の4段階で審査する。なお、算出の際は、審査項目別に小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れている	当該項目の配点×1.00
B	優れている	当該項目の配点×0.80
C	やや優れている	当該項目の配点×0.60
D	要求水準を満たしている程度	当該項目の配点×0.40

### 3.3.3. 入札価格の確認

市は、入札参加者が入札書等に記載した入札価格について、市が設定した予定価格（入札説明書参照）を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

### 3.3.4. 価格点の算出

- ・ 入札参加者が提示する入札書（様式5-2）の価格より、次の算式により「価格点」として算出する。
- ・ 最も低い入札価格を提示した入札参加者の価格点を100点満点とし、その他の入札参加者の価格点は、提案のうち最も低い入札価格からの割合に基づき算出する。

$$\text{価格点} = \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者の提示する入札価格}} \times 100 \text{ 点}$$

### 3.3.5. 総合評価

委員会は、「3.3.2. 加点審査」及び「3.3.4. 価格点の算出」で算出した点数を合計し、総合評価点を算出する。

### 3.3.6. 優秀提案者の選定

委員会は、最も総合評価点の高い者を優秀提案者として選定する。

なお、最も高い総合評価点の者が2者以上あるときは、価格点の高い者を優秀提案者とし、更に価格点が高点である場合には、「3.3.2. 加点審査」に定める《空調設備の整備に関する項目（50点）》が高い者を優秀提案者として選定する。

その後、市は、委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。